

●国際活動センターからのお知らせ

担当:外国情報部 鈴木孝章, 窪田稚之

米国特許庁 (USPTO) / 庁料金の変更の件

改正特許法 (the America Invents Act) に関連して、2013年3月19日と2014年1月1日より、米国特許商標庁 (USPTO) の庁料金の変更が予定されていますので、ご案内します。

1. 2013年3月19日に変更が予定されている主な庁料金の概要

『Track 1 による早期審査料金』において、値下げが予定されていますが、それ以外の主な項目の料金においては、値上げが予定されています。特に年金の変更幅 (値上げ幅) が大きいものとなっています。なお、極小規模主体 (micro entities) に対する庁料金の減額制度も、3月19日に導入されます。

料金項目	現行料金	変更後の料金	変更幅 (\$ 1 = 95円として計算)
出願段階			
・出願料金 (基本, サーチ, 審査手数料の合計)	\$ 1, 260	\$ 1, 600	\$ 340 (32, 300円) のアップ
・PCT 出願の移行料金 (基本, サーチ, 審査手数料の合計)	\$ 1, 140	\$ 1, 480	\$ 340 (32, 300円) のアップ
・クレーム数の超過分料金 (20 を超える 1クレーム毎)	\$ 62	\$ 80	\$ 18 (1, 710円) のアップ
・独立クレーム数の超過分料金 (3 を超える 1独立クレーム毎)	\$ 250	\$ 420	\$ 170 (16, 150円) のアップ
・マルチ従属クレーム料金 (マルチクレームが1つでもある場合, 複数あっても同一料金)	\$ 460	\$ 780	\$ 320 (30, 400円) のアップ
・Track 1 による早期審査料金	\$ 4, 800	\$ 4, 000	\$ 800 (76, 000円) のダウン
中間段階			
・1ヶ月の延長申請料金	\$ 150	\$ 200	\$ 50 (4, 750円) のアップ
・2ヶ月の延長申請料金	\$ 570	\$ 600	\$ 30 (2, 850円) のアップ
・3ヶ月の延長申請料金	\$ 1, 290	\$ 1, 400	\$ 110 (10, 450円) のアップ
・最初の RCE 申請料金 (RCE: Request for Continued Examination Fees)	\$ 930	\$ 1, 200	\$ 270 (25, 650円) のアップ
・2回目以降の RCE 申請料金 (現行制度において, 最初と2回目以降の RCE 申請料金は同じ)	\$ 930	\$ 1, 700	\$ 770 (73, 150円) のアップ
・審判請求の料金 (変更後においては, 審判請求時に\$800 を支払い, 審判部による審理への移行時 "when the appeal is forwarded to the Patent Trial and Appeal Board after the Examiner's Answer is filed" に\$2,000 を支払う)	\$ 1, 260	\$ 2, 800	\$ 1, 540 (146, 300円) のアップ
登録段階			
・登録料金 (変更後においては, 公開手数料 \$300 と発行手数料 \$1,780 の合計)	\$ 2, 070	\$ 2, 080	\$ 10 (950円) のアップ
権利化後の段階			
・最初の年金 (3. 5年目の年金: 5~8年分)	\$ 1, 150	\$ 1, 600	\$ 450 (42, 750円) のアップ
・2回目の年金 (7. 5年目の年金: 9~12年分)	\$ 2, 900	\$ 3, 600	\$ 700 (66, 500円) のアップ
・3回目の年金 (11. 5年目の年金: 13年以降, 満了まで)	\$ 4, 810	\$ 7, 400	\$ 2, 590 (246, 050円) のアップ

より詳しい変更後の料金につきましては、米国特許商標庁の以下のサイトをご参照下さい。
http://www.uspto.gov/aia_implementation/AC54_Final_Table_of_Patent_Fee_Changes.pdf

2. 2014年1月1日に変更が予定されている主な庁料金の概要

上記の通り、2013年3月19日に値上げされた『登録料金』において、大幅な値下げが予定されています。

料金項目	2013/3/19~12/31 の料金	2014/1/1 以降の料金	変更幅(\$1≒95円として計算)
登録段階			
・登録料金	\$2,080	\$960	\$1,120 (106,400円) のダウン
(変更後においては、公開手数料 \$0 と発行手数料 \$960 の合計)			

3. 現行料金による早期納付について

(1) 料金納付のタイミングについて

上記変更後の料金は、2013年3月19日または2014年1月1日以降の手続に適用されます。

出願関連の値上げ後の料金については、パリルートにおける現実の米国出願日、又はPCT出願の米国移行日が2013年3月19日以降の出願に適用されます。

よって、2013年3月18日までに手続を行えば、変更前の現行料金による納付が可能となります。

(2) 特に年金納付のタイミングについて

上記変更後の料金は、2013年3月19日以降の年金の納付に適用されます。

上記の通り年金の変更幅(値上げ幅)が大きいものとなっていますので、現行料金での納付をお奨めします。

年金の早期納付が可能な期間は、「6ヶ月前から」となっていますので、①期限日が2013年9月18日までの案件に関して、②2013年3月18日までに納付を行うことにより、変更前の現行料金による年金納付が可能となります。

変更前の料金での 早期納付可能期限日	変更後の料金の 適用開始日	早期納付が可能な案件の 最終期限日
↓ 2013. 3. 18	↓ 2013. 3. 19	↓ 2013. 9. 18
← 3.18 までに納付すれば、現行料金での納付可能		

以 上